

1・3 海運に係る諸規制の緩和

1・3・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、2018 年 9 月から 11 月にかけて、日本経済団体連合会（経団連）が自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。

1・3・2 日本籍船に係る規制緩和

(1) 海事局 PT との意見交換会

日本籍船に係る様々な規制については、2010 年 5 月、海事局次長をヘッドとする局内横断的な「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」が設置され、当協会との間で随時意見交換を実施し、各案件の進捗状況を確認している。

2016 年度においてはトン数標準税制の議論のなかで早急な対応が必要な事項について検討が行われるとともに（『船協海運年報 2016』「1・5 海運に係る諸規制の緩和」）、2017 年度においては PT との意見交換会は開催せず担当者レベルの打合せを行った（『船協海運年報 2017』「1・5 海運に係る諸規制の緩和」）。

2018 年度は、2018 年 6 月 15 日に海事局 PT との意見交換を実施、主要要望事項および中長期的課題について検討が行われた。また、今後、同意見交換会は主要要望事項の進捗確認を行うべく年 1 回開催するなど、今後の進め方を確認した。

(2) 外航オーナーへの情報共有

当協会はこれまで、会員の船主を対象として 2017 年 12 月に「日本船舶の保有手続に関する説明会」（海事局出席）を東京・呉・今治で開催した他（『船協海運年報 2017』「1・5 海運に係る諸規制の緩和」）、2018 年 2 月の当協会阪神地区船主会中四国支部例会において同局検査測度課より同説明会以降のフォローアップ状況を報告いただいている。

2018 年度においても、2019 年 2 月 7 日の同例会において、海事局担当課を招き意見交換を実施した。また、この機会をとらえ、日本籍船を保有あるいは保有を検討中の会員を対象に改善要望を照会し、同意見交換を経て海事局各課より受領した回答を要望元に共有した。